# 契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

## 1 保証証書の電子化(電子保証)とは

書面で提出いただいていた契約の保証及び前払金保証(中間前払金を含む。)に係る保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。 (従来どおり紙による提出も引き続き可能です。)

### 2 適用日及び対象案件

令和6年4月1日以後に請負契約を締結する案件から適用。 ※住宅政策課または上下水道部総務課が発注する案件に限る。

#### 3 電子証書の提出方法

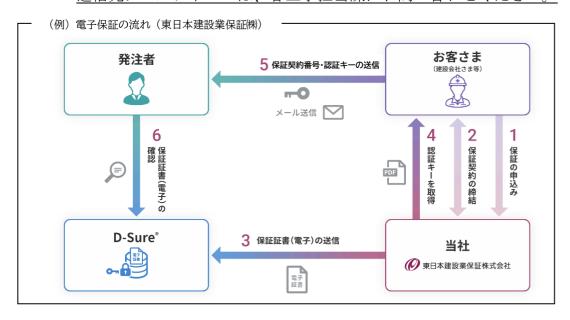
各保証機関から発行された保証契約番号と認証キー(電子証書等をプラットフォーム上で閲覧するためのパスワード)を下記の通り電子メールで送信してください。

契約保証:契約担当課(住宅政策課または上下水道部総務課)

送信先メールアドレスは、次頁問い合わせ先をご確認ください。

前払金保証:工事担当課

送信先メールアドレスは、各工事担当課にお問い合わせください。



#### 4 電子保証の利用方法

各保証事業会社(北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社)にお問い合わせください。

#### 5 その他

金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」 については、従来どおり紙(原本)での提出が必要です。また、契約保証金(現金)の納 付の場合についても、従来どおり領収書(写し)の提出が必要です。

## 【問い合わせ先】

まちづくり政策部 管理住宅課 工事契約係 Tm: 023-641-1212 (内線462・463) (住宅政策課)

メールアドレス: kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

上 下 水 道 部 総 務 課 契 約 係 Tm: 023-645-1177 (内線224・226) メールアドレス: jougesui-keiyaku@city. yamagata-yamagata. lg. jp